

議案第52号

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正について

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部を改正する条例

大口町立学校施設開放に関する条例（平成23年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「510円」を「520円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町立学校施設開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町立学校施設開放に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条関係） 学校施設及び使用料				別表第1（第3条関係） 学校施設及び使用料			
学校名	特別教室等	使用料		学校名	特別教室等	使用料	
大口中 学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ラ ンチルーム	1室	1時間 <u>5</u> <u>20円</u>	大口中 学校	技術室（1・2）、美術室（1・2）、調理室、被服室、理科室（1・2・3・4）、音楽室（1・2）、ラ ンチルーム	1室	1時間 <u>5</u> <u>10円</u>

改正要旨

1 改正の目的

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町立学校施設の使用料について改正をするものです。

2 改正の概要

大口町立学校施設の使用料について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの使用料額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てました。）を使用料算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで使用料を定めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を使用料として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。